

令和3年第4回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和3年12月8日(水) 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第119号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
議第120号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第121号 村上市さんぽく会館条例制定について
議第122号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
議第123号 村上市伝統的建造物群保存地区保存条例制定について
議第124号 村上市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会条例制定について
議第125号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第129号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第130号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第143号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)
議第144号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)
- 4 出席委員(6名)
- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 昌 君 | 2番 | 木 村 貞 雄 君 |
| 3番 | 本 間 善 和 君 | 4番 | 高 田 晃 君 |
| 7番 | 河 村 幸 雄 君 | 8番 | 小 杉 武 仁 君 |
- 5 欠席委員(1名)
- 5番 佐 藤 重 陽 君
- 6 傍聴議員(5名)
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 上 村 正 朗 君 | 菅 井 晋 一 君 | 富 樫 雅 男 君 |
| 大 滝 国 吉 君 | 山 田 勉 君 | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
- 議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者
- なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 副 市 長 | 忠 聡 君 |
| 総 務 課 長 | 東海林 豊 君 |
| 同 課 参 事 | 小 川 智 也 君 |
| 同課行政改革推進室長 | 五十嵐 博 君 |
| 同課人事管理室長 | 大 滝 誓 生 君 |
| 同課危機管理室長 | 大 滝 豊 君 |
| 同課情報化推進室長 | 川 崎 健 一 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 大 滝 敏 文 君 |
| 同課企画政策室長 | 田 中 和 仁 君 |

同課企画政策室副参事	田 村 政 和 君
同課財務管理室長	榎 本 治 生 君
同課財務管理室係長	鈴 木 郁 君
自治振興課長	板 垣 敏 幸 君
同課自治振興室長	佐 藤 克 也 君
会計管理者会計課長	菅 原 明 君
消 防 長	佐 藤 正 弥 君
消防本部総務課長	小 林 精 司 君
選管・監査事務局長	木 村 俊 彦 君
荒川支所長	平 田 智恵子 君
神林支所長	加 藤 誠 一 君
朝日支所長	岩 沢 深 雪 君
山北支所地域振興課総務管理室長	増 子 博 一 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
学校教育課長	渡 辺 律 子 君
同 課 参 事	今 井 雅 仁 君
同課教育総務室長	船 山 幸 文 君
同課学校施設係副参事	園 部 裕 昭 君
生涯学習課長	大 滝 寿 君
同課社会教育推進室長	太 田 秀 哉 君
同課スポーツ推進室長	倉 松 淳 志 君
同課文化行政推進室長	吉 井 雅 勇 君
同課文化行政推進室係長	田 中 俊 行 君

10 議会事務局職員

局 長	長谷部 俊 一
次 長	内 山 治 夫

(午前 9時59分)

委員長 (小杉武仁君) 開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第119号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長 (総務課長 東海林 豊君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 おはようございます。議第119号であるが、村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、現在策定中の第三次村上市総合計画が来年度からスタートすること、地方創生やDX推進の流れが一層加速していくという中で、国、県の流れを着実につかみながら、市の施策へ迅速に反映させていくため、新たに企画戦略課を設置し、企画部門の強化を図るほか、事務の集約等により課、室の整理統合を行うものである。以上である。

(質 疑)

本間 善和 課長、ひとつちょっと来年の4月からという格好での課の編成等について、私は基本的にはもう皆さんの仕事のやりやすいということで大賛成しているのだけれども、1点だけひとつ現時点での考え方をお聞きしたいと思うが、企画戦略課という格好で新たにできる課に係として、室になるのかどういふのだから分らないけれども、デジタル推進室になるのか係になるのかちょっと分らないのだけれども、市長の当初のお話の中では、国のデジタル政策に対応するためという格好で国のほうでも今の総理、デジタル化に向けてという格好でコロナに対すること、デジタル化に対することという3つぐらいの大きな柱を上げたのだけれども、国のデジタル政策に対応するため、市町村での今のどのようなことが業務になってくるのか、主に。今考えられる時点でこういうことの取組を、なるだろう、国からの、はっきり言えば右に倣えみたいな格好で、大変言葉的には恐縮だかもしれないけれども、こんな仕事の流れが来て、市町村もこういうデジタル化の仕事をしなければならないのではないかとというような内容等が今現時点で考えられることがあったら教えていただきたいと思うが。

総務 課長 総合計画のときには上村議員からもちょっとご質問があって、お答えした部分もあるのだが、現在市のほうでDXの推進方針という基本的な部分を今策定中である。大きくは2つあって、市内の自治体のDXの部分と地域のDXということで今私も想定していて、市内の自治体のDXという部分には、国のほうでいろんな今例えば税だったり住民票とか、いろんなメーカーのシステム、各自治体で入っているけれども、それぞれカスタマイズしながらやっているわけだが、それが標準化、共通化ということで、ある一定の仕様の中でもう統一したものに、ある程度統一した仕様でやるよという今方針を国が出している。それに向けて、それが17業務だったと思うが、それらのシステムの入替えの方針がもうちょっと具体化してくると思うけれども、令和7年度をめどにということ今入れていく部分があるし、あとは行政手続のオンライン化ということ今24業務だったか、その部分はオンライン化をしていくよという部分が、その部分はもうはっきりしているのだが、この先になると恐らく、恐らくということ本当に申し訳ないのだが、最終的にはもう役所の仕事自体ががらっと変わるのだろうと。特に私どもの場合って面積も広いし、なおさらそういうのが必要になってくるのだと思うが、市役所に来なくても手続ができるよとかオンラインでやるとかという部分で仕事のやり方もがらっと変わっていくのだろうと思っている。そういう部分が1つあるし、もう一つは、地域のDXというのは、正直その部分は今想像がなかなか具体的に思いつかないのだけれども、今もう既に始まっているけれども、農業分野で例えばICT化するとか自動運転みたいな、あとは公共交通でも自動運転とか、もう実証実験始まっているけれども、そういうもの、いろんなものが技術革新の中でデジタル化って進んでいくと思うので、そういうものを市のほうでどういうふうにして取り組んでいくかということこれから避けられない部分であるので、その辺をやっていくということで、国から来たものだけやっていくというよりは、いろんなそういう技術の革新が進んでいくと思うので、そういうのに対応していくために市がどういうことをやっていくかということをもう専門的にやっていくと、そんなことをイメージしている。

木村 貞雄 似たようなことを言うけれども、本市では総合戦略と総合計画2本立てでやっているわけだけれども、第1次総合戦略の中で、例えばある程度の課題みたいなものを検証して、それで次の第2次に向かっているかとは思っているけれども、どっちかとい

例えば、総合計画よりも総合戦略というのは攻めのやつだよ。そういった行政組織を変えて、攻めの、今までの足りないものをどこに力を入れていくのかという、そういったことの中にはっきりした課でなくて、もうあらゆるものを今の企画戦略課にまとめていると思うのだけれども、そういった考え方でいいか。

総務 課長

企画戦略課といっても人数もちろん限られているし、それぞれの個々の課が専門的な部分ということで当然取り組む部分あるけれども、特に最近のいろんな施策が各課に横断的にまたがってくる部分って非常にあるものだから、それらをコントロールしていくのが企画戦略課ということで、この後出てくる政策監もそういう部分で今回配置しようということであるので、横並びで各自自治体がということではもうなくなってきているので、そういうところで、市長も言っていたけれども、これからは攻めの部分ということで取り組んでいくというふうな形になるかと思う。

木村 貞雄

今ほども言ったのだけれども、あらゆる問題をみんなこの企画戦略にまとめていると分かりづらいのよね。例えば鶴岡市なんかは、そういう食文化のあれで今進めているので、食文化創造都市推進課ってあるのだ。そういうポイントを絞って攻めていくやり方するのだけれども、本市の場合はあらゆる問題をそこでもう何でもかんでもやっていくという感じなのだけれども、この企画戦略課は何名でやるつもりなのか。

総務 課長

最終人数、まだこれから全体的な人事配置の中で調整が出てくると思うが、今想定の中では今の企画財政とあまり変わらないのだけれども、企画戦略課としては21名程度ということで、これ変わるかもしれないけれども、そのくらいを今想定している。

木村 貞雄

もう一つ、今ほどもちらっとあったのだけれども、新たに政策監の関係なのだけれども、そういう政策監というのはその中でどのような立場になるのか。

総務 課長

政策監については・・・

小杉委員長

次の議第120号で質疑いただいてもよろしいか。関連しているか。

木村 貞雄

関連だ。この関係で。

小杉委員長

どうぞ。

総務 課長

政策監については、課のそういう施策の総合調整を担っていただくという形になる。終わる。

木村 貞雄

河村 幸雄

廃止される自治振興課から市民課へ移管される予定の第6項、市民との協働の推進に係る総合的な企画及び調整に関することの所管替えを提案する。市民課に加わることは、市民課が住民自治の窓口を務める住民との協働の作業を担うことになり、市民課の現在の業務を考えると、市民の窓口とはいえ、事務の内容が少し異質な事務となるような気がいたす。そんな中で、進めるにしても軌道修正にするにしても、所管するのは企画戦略課が最適なのかなというふうに考えるわけだけれども、ご検討の余地があるのか。また、そのことが市民課内で人事割り振りだのをどのようなふうに考えているのかちょっとお聞きしたいのだけれども。

総務 課長

このたび自治振興で所管している公共交通の部分、この部分についてはもう企画部門とやっぱり切り離せないということで、このたびは新しくできる企画戦略課のほうに所管を移そうということである。それと、もう一つ、今市民課で空き家の問題もいろいろ出ていたけれども、空き家の問題を今までずっと所管していたが、空き家バンクは今まで自治振興の自治振興室で所管していた。それらの問題もずっと私どものほうでどうすべきかということは課題があったわけだけれども、今回市民課

のほうに自治振興室そのものを移すということで、その中で一体的にできるだろうという部分で私ども判断している。あと、まちづくり協議会が主になるけれども、自治振興室が今これまで担っているわけだが、自治振興室はそのまま移るので、そのことによってまちづくり協議会の方々の対応が変わるとか、そういうことも全然ないので、今の企画戦略課のやっぱり守備範囲というか、その辺もあまり大きくなり過ぎると、なかなか今度対応が難しくなる部分もあるのだろうということだとか、そういうことを勘案した中で、これが今私どもが取り得る形として一番いいのだろうということで判断したということである。

河村 幸雄
高田 晃

分かった。ありがとうございます。

将来的な今後の村上市を見据えた、さっき総務課長言った第3次総、これから、来年からスタートするわけだが、それを実効性のあるものにするための組織再編だということで内容的には理解しているのだが、1点ちらっと、前にも全員協議会で説明を受けたときもちょっと引っかけた部分があるのだが、一つこの秘書部門、これ企画戦略課と新しい部署に移るのだけれども、今までの行政機構、私の経験でも今まで見ても、秘書係関係がいわゆる総務部門から離れるというのが多分初めてなのでないかなと思うが、老婆心ながらその辺ちょっと心配なところ、特に対外的な部分で支障がないのかなとは思っているのだが、その辺はいかがなものか。

総務 課長

その辺私どももいろいろと検討の中で課題としてどうすべきかという部分はあったことは事実であるけれども、なかなか秘書のほうから市長のほうからの情報って物すごく秘書に集まってくる部分ってやっぱりあるものだから、その辺をスムーズに各施策に反映していくときにその辺の情報と、今政策監入るけれども、そちらのほうにもいろんな情報もちろん入ってくる。それをスムーズに動かすには企画戦略課のほうに一緒に移したほうがいいのではないかと最終的な判断になったということで、対外的な部分は全然心配はしていないし、確かに今委員おっしゃるように、これまで総務課からは移したのはたしか村上市としては初めてだと思うが、よそでそういうところも実際たしかあると思う。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第119号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第120号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長

続いて、議第120号であるが、村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、国や県の情報を常に把握しながら、市長、副市長の補佐役となり、市の重要施策に関わる事業の総合的なマネジメント業務を担う職員として新たに政策監を令和4年度から配置しようとするものであって、給与条例に

ある級別職務分類表に政策監を追加するというものである。以上である。

(質 疑)

渡辺 昌

中央の省庁と地方自治体の人事交流の取組って大分前からあったと思うのだ。そういう取組と今回の政策監の設置というのは同じ流れなのか、それとも全然別のあれなのか、ちょっと教えてください。

総務 課長

省庁と人事交流という形は、確かにあるのだと思う。ただ、今回私ども特に今国のほうにも要望という形でお願いしているのは、国のほう、内閣府でマッチングということで地方創生の人材支援制度というような形で国が、本当はこれ国の職員だけではないのだが、国の職員あるいは民間企業、大学の職員ということで、そういう方でもいいのだけれども、そういう方を地方で市長、副市長の補佐役というようなことで派遣希望するかみたいな話の今マッチングをする制度、これ前からはあるのだけれども、そういう制度もあったものだから、そちらのほうでそういう適任者が派遣していただけないかということで、今回はその制度を活用したいと現在のところ考えているということである。

渡辺 昌

今おっしゃったこととはまた違うのか、人事交流に関しては今現在地方公共団体の部長級以上への役職への出向状況って資料あったのだけれども、それだと全国の市町村301人の方が出向という形で地方自治体に入っているのだそうだ。新潟県でいえば新潟市、上越市、あと十日町市の各部長、建設部長とか農水部長とか、そういうところに入っていて、あとは佐渡のほうには以前から総合政策監ということが置かれていて、8月に兵庫県の県知事選挙あったときに当選された方が佐渡の総合政策監を務められていたニュースってあったのだ。それで、その301人のうちの4分の1、あるいは5分の1ぐらいの方が副市長として地方自治体に入っているのだけれども、この政策監の今回市で置く場所というのは、例えば副市長2人制は以前ちょっと考えたけれども、なかなかならなかった計画案だったし、政策監の置かれる場所、組織の中で役割というのは今説明あったのだけれども、市長、副市長の補佐役ということでもいいのか。

総務 課長

渡辺 昌

そのとおりであって、役職というか、職員の身分としても一般職ということである。あと、今回ここに条例の中に政策監って役入るわけだけれども、例えば政策監というのは、これは今回は国の省庁からの方をそこに置くという考えで設置されているよね。ただ、政策監というのは、例えばほかの自治体見れば役所のOBだった方であるとか、例えば今観光に力を入れるのであれば、そういう業務に携わった民間の方を例えば観光政策監という形で設置しているところもあるわけだけれども、今後今設置する政策監のところは国の省庁以外の方が政策監として入ることというのは考えられているのか。

総務 課長

木村 貞雄

今現在市長の考え方では、そういうのはないということで私どもは認識しているが。今のほどの関連でお聞きするけれども、任期2年だよな。

総務 課長

基本的に派遣の場合というのは原則2年というのはあるけれども、これからどういう方が来られるか全然今まだ人選はできていないわけだけれども、その中で恐らく原則2年という形でいくのだと思うが、その後また延びていくとか縮めるとかというのはあるのかもしれないが、基本的には今2年と考えている。

木村 貞雄

その2年に引っかかるのだけれども、その後どうするのかということを知りたかった。

総務 課長 その後がその方がまた継続するかどうかと、今のところまだどなたが来るかも分からないので、状況によっては継続するという条件が合えばあるのかもしれないけれども、今そこはちょっとまだどなたが来るかということも決まっていないので、原則は2年となると今想定はしている。

木村 貞雄 もう一つお聞きしたいのだが、今ほども議員のほうから言われたのだけれども、ある程度の攻めの戦略だから、目標あるわけだけれども、来る方が人間だから得意不得意あるので、そういう例えば村上市はこういう課題があるからというようなことで得意な分野の方が来られるのか、そういうのを一切関係なく、もう人を見つけて来られるのかという、その辺をお聞きしたいのだけれども、いかがか。

総務 課長 ある程度人選が進む中で、私どもの課題ももちろん理解していただいた上でということに来ていただくことになると思うので、得意不得意という分野という形よりも、市全体をやっぱり今回の場合は各全体的な施策に絡んでというか、進めていくことになると思うので、そういう取組を担っていただくということで私どもは考えている。

木村 貞雄 終わる。

高田 晃 ちょっと前にも聞いたかもしれないが、今後人選の部分で今内閣府の地方創生の支援事業、これを活用してやったということだが、これからいろいろ人選をされて、そして村上市のほうと総務省になるのかどこになるのか、そこからの派遣先で人が決まった。村上市では、そこで例えば一本釣りなんていうと失礼だけれども、選べたりするのか、それとも向こうから、もうこういう方でいかがかというふうなことで指名されてくるのか、その辺どんなやり方なのか。

総務 課長 私どももちょっと初めてなものだから、具体的に最後どういうふうになるかというのがまだ分からない部分も確かにあるのだけれども、私どもの希望ということで市の状況だとかはもう既に出した上で、市のほうにお願いをしたいという希望は今出しているわけだ。それに対して、こういう方という形で恐らく提示があるのだろうと私どもは考えている。

高田 晃 さっき渡辺委員がお話もあったとおり、県内でも、あるいは全国でもかなりの自治体にいわゆる派遣されている方がいる。これは前にも副市長にもちょっとお話ししたかもしれないけれども、今回村上市で政策監が初めて来る。相当優秀な方だろうと。政策立案能力しかり、行政政策能力しかりという相当優秀な方が来られる。2年間という期限付ではあるが、この間今総合戦略あるいは第3次総、これから手がける上でその方を中心として何か村上市の職員もスキルアップできるような体制を、絶好の機会だと思うので、取られたほうがいいのかなと思うので、副市長の考えをちょっとお聞かせ願えるか。

副 市 長 今のご意見であるけれども、私も初めての取組ではあるけれども、大変いい絶好の機会だというふうにも捉えている。と申すのも、第3次総合計画がスタートする年でもあるし、先ほど組織の話でも出ていたけれども、今の市の置かれている状況、それから全国的な今の流れを見ると、担当課だけで済む仕事というのはむしろそれほど多くなって、特に攻めの政策を取ろうとする場合は、やっぱり幾つかの複数課にまたがった取組がどうしても必要になる。最終的にはその課の担当ということにはなるけれども、企画立案する段階でのいろんな議論というのは企画戦略課を中心にしながら、まさに国からお越しくくださる政策監を下に私もしくは市長のいろんなアイデアを総合しながら進めていくという、そういう体制がどうしても必要になる。

そういった能力と資質を備えた方が来てくださるということを念じているし、恐らくそうなる。加えて、今議員からもご指摘あったように、私自身もその方としっかりと連携しながら、そしてまた職員にもいい意味での刺激となるような、まさにスキルアップにつながるような、そんな役割、活躍をしていただけるものというふうにと捉えているので、ぜひこの機会を市としてもしっかりと捉えながら、いい方向に進んでいけるように職員と共々努めてまいりたいというふう思う。よろしくお願ひいたす。

高田 晃 ありがとうございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第120号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第121号 村上市さんぽく会館条例制定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 大滝 寿君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

生涯学習課長 おはようございます。それでは説明させていただく。議第121号は、村上市さんぽく会館条例制定についてお願いするものだ。現在改修工事中の村上市さんぽく会館は、5月からの供用開始に向けて、3月から使用予約の受付を開始することと予定している。村上市さんぽく会館は、これまでの施設機能に加えて、今回の改修により生涯学習機能をより充実させた地域の生涯学習活動の拠点としてご活用いただくことを主たる目的として事業化されている。このことから、本案はその目的を明確にするとともに、施設利用に必要な事項に関し定めることとしてお願いするものだ。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

本間 善和 課長、さんぽく会館、5月から開園という格好で私非常に期待しているのだけれども、図書館なんかも広くなるということで。このさんぽく会館、以前は農林水産業の補助金入れたり、福祉の補助金を入れたりという格好で建設されたと思うのだが、今回条例のところではそういうものは一切変わっているわけだけれども、第1条だ。縛りとかそういうものはないのよね。確認だ。

生涯学習課長 工事に当たって、その辺の確認を取って現在のような状況になっているということであるので、大丈夫である。

高田 晃 これも先回の委員会でちらっと聞いたかもしれないけれども、この条例上は指定管理についてもうたわれているが、来年早々というわけにはいかないけれども、将来的に指定管理についてはどんな考えを今お持ちか。

生涯学習課長 いずれはそういう方向に行かなければいけないのかなというふう思っている。この機会にその部分の整理を併せて行わせていただいたということである。ただ、近

- 々にどこがどうだということは今のところまだない。
- 高田 晃 このさんぽく会館、上にある山北のコミュニティセンターも含めてだけれども、合併協議で残された施設の一つで、ようやくかなえられたのかなというふうな考えは持っている。ここをせっかく新しくなった施設なので、有効利用というか、相乗効果を上げるためにもやはり今山北で体育施設、文教施設、指定管理を受けているさんぽくスポーツ協会があるわけだが、ここどうまく連携を取りながらやってはいかがかなというふうに思うが、その辺はいかがか。
- 生涯学習課長 その辺も将来的には候補というか、プランの中の一つかなとは思っているのですが、それを排除するとか、そういうことは今のところは全く考えていない。
- 高田 晃 ありがとうございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第121号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第122号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 大滝 寿君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

生涯学習課長 それでは、議第122号は村上市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてお願いするものだ。本案件は村上市さんぽく会館のリニューアル工事を受けて、生涯学習活動の拠点施設として機能を充実させた施設に整備されることから、村上市山北コミュニティセンターの体育館を社会体育施設として村上市体育施設条例に加え、令和4年4月1日から利用しようとするものだ。なお、校舎部分は用途廃止し、村上市山北コミュニティセンター条例を本条例の附則において廃止するものだ。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜るようお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5

議第123号 村上市伝統的建造物群保存地区保存条例制定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 大滝 寿君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

生涯学習課長 議第123号は、村上市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定についてお願いするものだ。本案件は、文化財保護法に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制、その他保存のために必要な事項を定めることにより、文化財を保存し、かつその活用を図り、市民の文化的向上に資することを目的として制定するものである。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜るようお願い申し上げます。

（質疑）

本間 善和 このことの議案については、先般、全員協議会でご説明あって、資料をもらってお話を聞いたのだが、この資料についてちょっとお伺いしてよろしいか。持っているか。今この都市計画区域、村上の中心部だけれども、ちょっと初歩的なことを聞いて大変恐縮なのだけれども、この図面で見るとお城山を中心とした紫色に塗った区域と、ピンク色に塗った市街地があるけれども、この図面だ。今指定をかける区域というのは、二之町とか三之町、この紫の部分だけなのか。ちょっと初歩的なことを聞いて、大変恐縮だか。

生涯学習課長 紫色の部分というのが武家町のエリアになる。それで、ピンク色の部分というのが町人町というふうに言われている部分である。この中の、伝建の指定を受ける場合には調査が終わっていないとできないというふうなことから、この2つのエリアが現時点での調査が終えている地域ということであって、この中のどの部分になるかというのはこれから計画づくりの中で指定をしていくということなので、この色分けした区域が全部とかということは、全部になるかどうかということは今のところはまだはっきりしていないというか、対象区域にはなるけれども、そこが指定されるかどうかというのは今のところまだ結果というか、結論が出ていないような状況にある。

本間 善和 そうすると、このピンクと紫色に指定されたところを今後調査した上で区域を絞り込んでいくという捉え方でよろしいのだね。

生涯学習課長 必要な調査また加えながら、文化庁等の意見も聞きながらということで、この後の選定委員会の中でもまれていきながら、指定区域を絞っていくというような状況になるかと思っている。

本間 善和 担当課のほうでの今の考え方をちょっと教えてもらいたいのだけれども、例えばこの区域の中からそういう区域が絞り込まれたという格好で、この事業を進める、導入に当たっては住民の理解、協力が不可欠であると、非常にこれを第1番目に記載されているが、課のほうで考えたとき、例えばこういう制限が、こういうことはいいこと、メリットだよね。デメリットとして、住民にはこういうところも我慢してもらわなければならないのだというような両局面を考えられることをちょっとお話しできればと思うのだけれども。

生涯学習課長 一応規制かかるということなのだけれども、修景の部分で、外観の部分でかなりの規制がかかる。かなりというか、規制をしていかなければいけないと、それが修景につながっていくというようなことであるけれども、その修景にかかる部分のご協力いただいた部分については、文化庁の補助金が通常の65%の有利な補助金も入っ

てくるというようなことで今考えられている。また、内部の改装についてはそこまでの規制がないような今のところの話であるので、あくまでも外観修景も絡めた形での有利な条件、それから規制的部分のデメリット部分なんかも併せて住民説明を行いながら進めていきたいなというふうに考えている。

本間 善和 素人の聞き方で大変恐縮なのだけれども、例えば私のうちが指定かかったといったときに、垣根があると、垣根を修繕したいといったときに、塀だけとすれば、色とか高さとかそういうものが、はっきり言えば、教育委員会の承認を得なければ工事ができないということに捉えてよろしいのか。

生涯学習課長 一応そういう部分の条件的な部分もこれからの委員会等でもまれていく話になってくるかと思う。ただ、そこにご協力いただけるというような部分をいただける方とか、地域を説明しながら進めていかなければいけないということでは考えているが、垣根とかの部分もそのエリアになってくるとやはり規制の対象に一応なるというような話であるので、その辺は丁寧に説明をしていきたいなというふうに考えている。

本間 善和 私も県立自然公園の中に住んでいる一員として、非常に建物の高さとか色とかに物すごく制限されるのだ、そういう指定を受けると。確かに貴重な財産のことを守っていかねばならないには、後世に残すにはこれは当然のことだと思っただけだけれども、非常にそういうところの理解をしてもらおうということは、後でなってから問題起きないように、十分住民の説明なりには時間を取って丁寧にやっていただきたい。後で、いや違うよ、こんなことを言っていなかったのではないのだと、自分の財産、自分の好きなようにしてもいいねっけというようなトラブルが起きないようにひとつお願いしたいと思うが、いかがか。

生涯学習課長 私どももそのように考えていて、本当に丁寧に、個人の権利も一部制約をかけてしまうような状況もあるので、その辺は十分にご理解いただいた上で事業のほうを進めていきたいなというふうに考えている。

本間 善和 それから、もう一点、心配症で大変恐縮なことを言うが、どちらかというところいう建物とか構造物とかは得意分野でいえば役所の中でいえば建設課、都市計画課等が私は例えばこういう材料を使うのだとか、こういう云々をやりたいのだと、今の建築資材のことを例えば計画書でつくっても、教育委員会の皆さん、それほど審査する、見る力というのは、失礼だけれども、やっぱりプロではないと思うのだ。そういう面については、できれば横の連携、同じ市役所なので、協議という格好で、最終的には審議会にかかるわけだかもしれないけれども、この条例からいくと教育委員会の許可を得なければならないという格好で事前に申請するわけなので、そういうところでは、教育長、副市長でもよろしいのだが、そういう格好で連携を取って、間違いない審査をいただきたいと思うが、いかがか。

教育長 おっしゃるとおりだと思う。文化財的価値づけが高いということで文化行政、生涯学習課のほうで所管する形で今進めさせていただいているけれども、具体的にそういう専門的識見がなければ判断できないようなこともあるかもしれないので、十分関係課と連携を取りながら、住民のニーズに的確に応えていく体制を整えさせていただきたいと思っている。

木村 貞雄 関連するけれども、この中で生涯学習課長の国のほうの補助金のことを言われたのだけれども、新築、改築、修繕とか模様替えとかあるのだが、その中での補助率は違ってくるのか。

生涯学習課長 変わらないというふうに思っている。こちらから審査会を通してオーケーが出て、補助金の申請という形になるので、私どものほうでも内容的な部分を十分審査した上で、補助金の対象になるかどうかということになってくるかと思う。

木村 貞雄 その中で、今ほども本間委員から言われたのだけれども、そういった建設資材がこれから新しいのも出てくるわけだけれども、それによっても変わらないのか。

生涯学習課長 基本的に補助金の対象になる部分については補助率65%ということで伺っているので、変わらないはずだ。

木村 貞雄 それから、ここの一番重要なのだろうけれども、第3条の教育委員会なのだけれども、保存地区の保存活用審議会、これはそこで決まるわけだけれども、やはり一番重要なのは市民の調査というか意見、それらをしないと、こういうことをやるということは、ほかの部門でもそうだけれども、市民から批判された場合の一つの担保を取るようなやり方なのだろうと思うのだけれども、実際一番大事なのはやはり最初の市民の意見、そういったことを聞いていかないと大変なことになるので、その辺は十分注意してもらいたいと思う。いいか。

小杉委員長 答弁要るか。

木村 貞雄 はい。

生涯学習課長 先ほども申し上げたように、進めるには十分その対象地域の方たちのご理解をいただきたいというふうに思っているので、丁寧に進めさせていただく。

木村 貞雄 終わる。

高田 晃 以前、全員協議会のときに保存対策調査、これについては平成2年、平成14年、それぞれ観光資源調査も含めてだけれども、それをある程度参考にできるというふうな話を聞いたが、実際に保存活用計画をつくる上で今ある村上市の歴史的風致維持向上計画、これをうまく活用するというか、ここでもかなり歴史的な町並み、地割り、建物、これらについての調査研究している計画なので、これはうまく何か使えるようなものか。

生涯学習課長 私どももそれをベースというか、それも一つの素材として考えている。実際現場を見てみると、以前調査した部分からやはり住宅がなくなっていったりとかというような状況もあったりとかするので、その辺はもう一度再点検という形でいろんな形の参考資料を使って計画をまとめていきたいなというふうに考えている。

高田 晃 この歴史的風致維持向上計画も相当苦労して都市計画課が策定したものであるもので、ぜひ有効活用して、生かしてほしいなというふうに思う。それと、もう一点だが、30年来の懸案事項、この重伝建だが、これから保存活用計画、そしてそれを住民説明を経て都市計画決定というふうな流れになるのだろうけれども、平成2年の頃のいわゆるここでいう紫の部分だが、ここでは三之町、二之町、堀片、加賀町、庄内町、あの辺近辺、あそこではもう7割の住民の人たちの賛同を得た。ただ、今回は、本間委員も先ほど言ったが、なかなかあれから時代が経過して、住んでいる方も替わっているので、相当慎重な住民説明を経ていかないとちょっとまた先回のような形で大きな住民と行政とのあつれきみたいなのが出てこないようにしたいなと思っていて、十分その辺は副市長も中心となって地元説明しながらスムーズに進めていただきたいと思うが、いかがか。

生涯学習課長 おっしゃるとおりであって、状況も変わっているというようなこともあるので、私ども基本的にはある程度の声が聞こえて、今の現状でだけれども、そういうところから足がかりとして進めていきたいなというふうには考えている。

- 高田 晃 よろしく願います。
- 河村 幸雄 この間の全員協議会で文化庁文化財調査官をお迎えし、調査に入ったということであった。ある程度の報告はあったのだけれども、もう一度どのような評価だったのかということをちょっと説明していただければと思う。
- 生涯学習課長 一応時間もあって、町人町の部分をちょっと一通り歩かせていただいた。一緒に私どもも歩いて、その都度感想を述べられていたが、気になることが1つあると、それは1つセットバックとあって、昔の町並み、道路幅よりも若干下げて家を建てられているところも見受けられたりする。その辺の部分ってどうかなというような感想を受けていたりする。私どももこれからの課題、今後進めていく上ではその辺りの考え方とか、町並みの連担の部分の捉え方とかというのが今後の課題になってきて、エリア指定とか、そういう部分で関わってくるのかなというふうに思っているが、町並みという部分であれば実際に歩いて回ったのは町人町のところ、それから車で一通り見せたのが武家町の辺りをちょっとご案内して、見ていただいたというような状況である。コロナの関係でなかなか来れなかったものだから、やっと現地においでいただいて、ちょっと担当のほうからのご意見というか、見た感想をいただいたというような状況であるので、今後もまたそれが何回か繰り返されていくものというふうに思っている。
- 河村 幸雄 選定されることは本市の歴史あるまちづくりに非常に価値のあるものと本当に認識しているので、しっかり進めていっていただきたいのだけれども、文化庁、新潟県とのいろいろな協議を重ね、これからも進めていくわけだけれども、ある意味今の段階としてお墨つきをいただいたというふうに考えてもよろしいのだろうか。
- 生涯学習課長 まだそこまでではない。ただ、私どもも早く進めたいというようなこともあって、今回この条例の制定をお願いするものである。これが第一歩的な部分になるかというふうに考えている。
- 河村 幸雄 ありがとうございます。
- 渡辺 昌 ごくごく基本的なことなのだけれども、この事業をやることによって保存された結果できる町並みというのは、いつ頃の時代のものを想定しているのだろうか。
- 生涯学習課長 これは歴史的風致町並みの部分もそうなのだけれども、その時代のそれぞれの建物の文化財的価値ということでの捉え方をしているので、昭和というあれがどうかというのはあるけれども、江戸後期から明治とかというような状況に今の部分での住宅の残っている部分というのはそういう部分が中心になるのかなというふうには考えている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第123号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（小杉武仁君） 暫時休憩を宣する。

(午前10時56分)

委員長(小杉武仁君)再開を宣する。

(午前11時04分)

日程第6 議第124号 村上市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会条例制定についてを議題とし、担当課長(生涯学習課長 大滝 寿君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

生涯学習課長 それでは、議第124号を説明させていただく。124号は、村上市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会条例の制定についてお願いするものである。本案は、村上市における歴史的な集落や町並みの保存活用の推進に関し必要な事項を調査、審議するための審議会の設置について制定するものだ。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜るようお願いいたします。

(質疑)

本間 善和 課長、これも先ほどの関連で審議会を設置というふうに、これ捉えていいと思うのだけれども、この条例が設置されて4月1日から動き出すという、条例可決されればそういう格好だと思う。スケジュール的にはどんな格好で今考えているか。

生涯学習課長 この条例自体は、今回可決いただいたら来年の4月ではなく、1月1日から施行させていただき予定である。それで、2月中に第1回目の委員会を開催したいというふうに考えていて、その費用について今回補正予算も計上させていただいている。取りあえずは、今の段階だと第1回目を2月中に開きたいということで考えている。

本間 善和 企画財政課長、この委員会の、私もそこところがちょっと不思議なのだけれども、今回議案142号で審議会のメンバーの委員報酬というものを計上しているのだ。それで、条例は4月1日から動いて・・・

(「1月1日」と呼ぶ者あり)

本間 善和 いや、この条例の制定は4・・・1月1日だから、そういうか。私の勘違いだった、委員長。1月1日だで行けるのだ。分かった。4月1日ではないので。

木村 貞雄 この条例の第6条の3「審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる」とあるのだが、こういった重要な問題に関して、例えばそういった同数になった場合にはやはりもう少し丁寧な話進めていってほしいと思うのだが、いかがだろうか。

生涯学習課長 一応条例上こういう形で、もし本当にこういう事態があった場合の採決については書かせていただくけれども、これを全面的に打ち出して議決するとか、そういう話ではなく、今委員のほうでおっしゃったように、できればその委員会の全員の賛同を得ながら進めていきたいというふうに考えている。

木村 貞雄 どうかそういった丁寧な取り組み方をお願いしたいと思うが、よろしく願います。終わる。

河村 幸雄 審議会の委員の件である。学識経験者、大学教授であったり、関係団体は保存関係、建築、景観、商工関係というようなお話を聞いていた。3の市民を代表する者というような形、どのようにお考えか。

生涯学習課長 基本的には指定区域が定めれば、その区域の方の代表者の方なりを一応想定している。まだ指定区域が定まるような状況でなければ、その部分についてはどういう形

になるかというようなことはまた今後考えていきたいとは思っているけれども、取りあえず対象区域の方が一番重要になってくるかと考えているので、その部分はしっかりと委員の中でお願いしたいなというふうに考えてはいる。

河村 幸雄 その考え方で私も賛同であるけれども、加えていただけるのであれば、若者の登用、若者を使っていたきたい。公募であれば市民の公募というのは、公募に上がってくる人というのは、当然勉強も重ね、それなりの思いのある人かと思う。それらが未来のこれからのまちづくりのためにもつながるし、人材育成にもつながるということを考え、これ長く続く協議かと思うので、そんなことも加えていただければなというふうに思うが。

生涯学習課長 地域の方の代表の部分については、そのご意見も受け止めて、今後検討させていただく。

河村 幸雄 お願いいたします。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第124号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第125号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 大滝 寿君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

生涯学習課長 それでは、議第125号について説明させていただく。議第125号は、指定管理についての部分だが、指定管理を行わせようとする公の施設の名称は、村上地区に整備されている村上体育館ほか10施設だ。指定管理者となる団体は、NPO法人総合型スポーツクラブウェルネスむらかみだ。指定管理の期間は、令和4年4月1日から令和9年の3月31日までとなる。なお、現在もこの団体が指定管理者となっており、今回の更新で5期目の更新となる。それから、今議会初日の日程第9、議第125号から議第131号までの一括質疑において、姫路議員からご質問のあった総合スポーツクラブの指定管理料積算における人件費の人数とその単価について、総務文教常任委員会での回答を求められた件についてお答えいたします。各地区の管理施設共通で必要人数を6人として、そのほか各地区の施設管理の状況により現場作業を補助する臨時職員に係る賃金を積算して算定している。6人の内訳としては、責任者として1名、26万8,800円、それから常勤の職員として23万3,100円を4名、それから現場作業員として1名、18万2,600円で算定している。今回の市の体育施設の指定管理更新に係る指定管理料の人件費の積算に関する設計額の積算においては、厚生労働省の賃金構造基本統計調査を基本として、全国及び新潟県の数値などの資料により算定している。また、臨時職員については市の会計年度任用職員、軽作業員の時給単価931円を基本として、各施設の状況により日数等を考慮して積算し、加算している。なお、各総合型地域スポーツクラブが算出する指定管理施設の管理に関する人件費

については、各団体の経営計画によるところとなるので、付け加えさせていただく。以上、よろしくご審議の上、原案のとおり決定賜るようお願いいたします。以上だ。

(質 疑)

高田 晃 今課長から説明があった人件費の関係だが、説明の内容は分かった。今の村上地区以降5地区、これ全部同じだと思うのだが、この辺がこの前の私一般質問のときもちょっとやり取りさせてもらったのだが、基準になるのが厚生労働省の賃金構造基本調査、それと県のも合わせてということなのだが、これ何年に1回アンケート調査して、この基準を決めるのだったよね、たしか。その辺分かるか。毎年ではないのよね。

総務 課長 調査は毎年で、その3か年平均をうちは採用しているということである。

高田 晃 3か年平均を取った場合に、その年によって下がるというふうなケースも現実あるか。

総務 課長 すみません。行革担当の室長から答弁をさせる。

行政改革推進室長 賃金構造基本統計調査による賃金単価の件であるけれども、これについては県の単価を採用しているところである。そうすると、職種によっては標本数が少ないものもあって、その場合は振れ幅というのか、3年間平均ちょっと多くなる場合があるので、今年度から積算する際については、そういったものについては全国の単価を一旦採用して、全国の全体の賃金の平均と県の平均のそれを割り返すような形でばらつきがないような形で積算するような形で運用している。

高田 晃 そういった配慮をしているということなのだが、そうすると今回村上地区の場合は5年前に1回やって、5年前の改定のとくと今と基準額は下がっているか、上がっているか。

生涯学習課長 生涯スポーツの補佐のほうから説明させる。

スポーツ推進室長 スポーツ推進室の倉松だ。責任者の単価については、前回の金額と比較すると下がっているというふうな形になっている。そのほかその他の職員についても下がっているが、先ほど言った現業作業員の単価については上がっているというふうな状況となっている。

高田 晃 たしか下がっているのだね、これ。細かいところまではちょっと私承知していないのだが、本当に今五十嵐室長が言ったように構造基本調査、それと県のやつと合わせて割り返してということで、県のやつが下がった場合には全国と相対的にあまり下がらないように配慮しているという意味なのだろうけれども、実際にこの調査の中で総合型スポーツクラブにいる6人のスタッフ、例えば健康運動指導士とか、あるいは上級施設管理者とかというふうな職種はここのところにはないのではないか。あるのか。この調査のいわゆる基本になる例えば軽作業員とか何々とかという、その職種にはこういった職種というものはあるのか。

生涯学習課長 基本的には統計調査の職種の部分というのが娯楽業に該当するというので算定させていただいている。

高田 晃 本当に今総合型スポーツクラブ、今回は指定管理業務だけの問題だけれども、今、それこそ副市長、あるクラブの理事者さんされていたので、釈迦に説法かもしれないが、住民の福祉、健康、全ての部分で地域貢献しているというふうないわゆる組織だ。その組織にいる職員が果たして娯楽業の職種に入るのかなというふうな部分については、ちょっと私疑問がある。追っかけこの総務文教常任委員会できいろいろ

指定管理については様々先回議論あったとおり、今後の指定管理についての考え方をみんなで協議していくのだが、その辺の部分でどうだろうか、副市長。

副市長

私もかつて総合型スポーツクラブの役員を仰せつかっていた時代があった。ご指摘のように、今や総合型スポーツクラブが担っている役割というのは市民の健康増進も含めて単なる娯楽ではなくて、大きな役割を担っていただいているというふうに思う。ただ、この指定管理における起算は、今担当課が申し上げたような、そういったデータに基づいたものを基準にしているというところをご理解いただきたいと思うし、この後の議論として、指定管理にふさわしい施設がどうあるべきなのかというところも議会の皆様方と一緒に議論をやっぴり進めていかないといけないという認識はある。もう一方で、指定管理をいただく部分のいわゆる起算上の部分と、それから総合型は自主事業も行いながら、全体的な組織運営を担って運営していただいているという部分があるので、起算に基づいたものをそっくりそのままその組織の給与として採用しているかどうかは、これはまた別問題である。したがって、それぞれのクラブが働く方の役割に応じたものを、その財源確保も含めて取り組んでくださっているものというふうには認識しているけれども、これまでも度々ご意見いただいているように、それとても果たして本当に十分なのかというふうな議論もあるので、それは今ほど申し上げたような今後の指定管理の在り方の中でさらに議論を進めて、働いている方が希望を持って、そして責任感を持ちながら業務に当たっていただけるような環境づくりに努めていく必要はあるものというふうに認識している。

高田 晃

その辺よろしくお願ひしたいと思うし、これも先回副市長ともいろいろ同じやり取りしたかなと思うのだけれども、一般質問したときも今5つあるクラブ、もう10年選手、10年以上たっているクラブもあるが、若い方々が10年間で15人ぐらい新卒で入ってきて、もう10人以上辞めている。それは何かというと待遇面、処遇面、要するにお金が安いから、もっといいところに行くというふうなことで人材がかなり流出しているの、ぜひその辺も考慮してやっていただきたいのと、あとやっぱり副市長言ったように、いわゆる指定管理料の人件費だけでそれを賄うというのはこれ不可能な話だし、総合型スポーツクラブだけ、そこだけ突出して上げるというのも、これも無理な話だ。なので、やっぱり行政としてもある程度委託事業が総合型で収入になれるような行政との連携をこれから深めてやってほしいなというふうに思うので、よろしくお願ひする。

渡辺 昌

先ほど人件費の基準が娯楽業の分類に入ると言ったのだけれども、娯楽業といってもいろんなものあると思うけれども、具体的に挙げられるものあれば挙げていただきたいのだけれども。

生涯学習課長

厚生労働省の中分類の枠の中に娯楽業というものがあって、そのところを取っているのだが、今手元にその資料がないので、具体的にどうだということをここで正確なことが申し上げられない。申し訳ない。

小杉委員長

後ほどでよろしいか。では、後ほど資料のほうをお願いいたす。

高田 晃

なければ、もう一点だが、選定委員会での指定に係る資料の中で、7番、選定委員会の答申・意見と、毎回これ上がってくるのだが、この中で一番最後に「特に小中学生の体力増進が図られるような取組を実施していただきたい」というふうな意味の意見が述べられている。これはどういった意味のものなのか、ちょっとお分かりだったらもう少し詳しく説明してください。

生涯学習課長 各スポーツクラブで学校へ派遣されているスポーツの指導なんかもあるし、それから今後取り組まなければいけない中学校の部活動の地域への移管の部分等も含めての話だったと思う。

高田 晃 これ今回この文言入ったの初めてだよ。前回入っていたか。いい。ありがとうございました。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第125号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 8 議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 大滝 寿君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

生涯学習課長 議第126号の指定管理を行わせようとする公の施設の名称は、荒川地区に整備されている荒川総合体育館ほか5施設だ。指定管理となる団体は、NPO法人サンスマイルあらかわだ。指定管理の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月の31日までとなる。なお、現在もこの団体も指定管理者となっていて、今回の更新で3期目の更新となる。よろしく願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第126号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 9 議第127号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 大滝 寿君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

生涯学習課長 議第127号の管理を行わせようとする公の施設の名称は、神林地区に整備されている神林総合体育館ほか8施設である。指定管理者となる団体はNPO法人希楽々だ。指定管理の期間は、令和4年4月1日から令和9年の3月31日までとなる。同じく現在もこの団体が指定管理者となっていて、今回の更新で4期目の更新となる。よ

ろしくお願いいたす。

(質 疑)

- 木村 貞雄 この中の説明の中で、料金の精算のことだけれども、利用料金に関連して、人数とは年々調査した中での額なのだろうか。
- 生涯学習課長 利用料金等については、過去3年間の実績等を考慮して算定している。
- 木村 貞雄 その下の委託料、これはほかの施設もあるのだけれども、荒川の場合も特に委託料多いのだが、それとも関連しながら質問したいと思うけれども、割と多いわけだけれども、指定管理になる前というのは、直営でやっていた場合はそういう業者の関係、私らも関与しながらいろいろと身近に議会でも捉えていたのだけれども、指定管理になるとなかなかそういった委託業者の関係があまりよく見えてこないのか、結局担当課ではそういったことは全部把握しているか。
- 生涯学習課長 委託料についても、各スポーツクラブのほうで現状、現況等を私どものほうで聞き取り調査、もしくは現場に行き確認をさせていただいている。委託料の差というのがやはり施設管理、設備管理の部分もそうだけれども、建物の管理とか、そういうのもそうだけれども、芝生の管理とかの関係で委託料、面積の管理面積が非常に広大で、臨時職員ではままたまらないというような状況もあったりすると、それを業者委託をしているというような状況もあって、その辺で臨時職員の積算の額が少なくなっていたりとか、それから委託料が逆に増えていたりとかというようなことで、そのスポーツクラブの地域の状況に合わせて指定管理の積算については計算、積算をさせていただいている。
- 木村 貞雄 そういった細かいことはあれなのだが、私聞きたいのは、要するに何年もたっていく中でそういった委託業者も変わるわけなので、そういったことも全て把握しているかという意味なのだけれども、いかがか。
- 生涯学習課長 基本的に施設の管理自体は総合型スポーツクラブにお任せしているのだから、その部分で細かいところまでというのはなかなかないのだけれども、大きな委託契約についてはスポーツ推進室のほうにその都度報告がある。
- 木村 貞雄 こんなこと言って悪いけれども、要するに議会として、我々としても調べるにもなかなか、指定管理に出しているものだから、そういったところに行き、いろいろなそういう問題を調べにくいのだよね。だから、審査するなんていってもできないような今の状況なのだ。今後もそういった指定管理が多くなってくると、そういうところがちょっとマイナスになるのかなと自分なりに考えているのだけれども、そういったことも考慮しながら今後考えていってもらいたいのだが、いかがだろうか。
- 生涯学習課長 聞き取りはするけれども、あくまでも指定管理を出すための資料として聞き取りをして、算定の額については私どもの積算になるので、あくまでもその施設を維持するための私どもの設計額として指定管理の積算をするということでご理解をいただきたいと思う。
- 木村 貞雄 ぜひよろしく願います。終わる。
- 高田 晃 ここ1つ平林中学校というの増えているよね。新規か、これ。ここは、今もちろんこれ体育館のほうだと思うのだが、体育館とグラウンドをどんなふうな活用をされているのか。
- 生涯学習課長 すみません。平林は体育館を一般開放ということで使わせていただいているという

ことになる。

高田 晃 利用状況はどんな状況か。

生涯学習課長 スポーツ推進室長からお答えさせていただく。

スポーツ推進室長 平林体育館の利用状況だけれども、令和2年度で1,945名の利用となっている。

高田 晃 ありがとうございます。もう一点だが、ちょっとさっきの部分とあれだが、委託料2,100万円、これ半分以上多分芝の管理委託料ではないだろうか。ちょっと内訳、半分ぐらいそうなのかなと思うけれども、それで合っているか。

生涯学習課長 私どもの積算だと、やはり約そのぐらいになる。

高田 晃 これこんなところでこういう話をしてもいいのかどうかあれだが、副市長、前にもお話、ここの部分はしたが、今人工芝のサッカー場の話も進んでいるところだが、神林の体育館の駐車場が非常に狭いということで、奥にもあるのだけれども、どうしても人が通る道と一緒になくなってしまって危険性があるということで、大会あるときにはもう奥は、中には入れないと。そうすると、手前のほうの四、五十台止まる、あそこしかない。改善センターの駐車場を借用する場合もあるけれども、何とかこの立派な日本庭園みたいな芝でグラウンドゴルフされている方も今多目的のほう行っているようなので、うまく、お金が大きいからということでなくて、利用者に聞くと、冬場は非常にあそこも滑って危ないという話もあるので、ぜひこの辺も含めて、改修についてちょっとご検討いただければと思うが。

副市長 パルパークのことをおっしゃっているかというふうに思うけれども、以前から指定管理をいただいている希楽々からはそのような要望がある。実際そうだと思う。モニュメントのところ、正直言っているいろいろな支障があるというふうな状況もあるので、公共施設のマネジメントプログラムを今進行しているので、今後の施設の在り方を考える中で今のご意見を十分に参考にしながら検討してまいりたいというふうに思う。以上だ。

高田 晃 ありがとうございます。

木村 貞雄 委託の関係で1つ私聞き落としたのだけれども、今の関係のスポーツクラブの関係だけれども、全体で業者というのは全て村上市の業者か。

生涯学習課長 例えば設備維持の管理に関する委託なんかは、神林地区の場合は総合体育館にエレベーターとかがある。そのエレベーター保守の関係だとなかなか地元が難しいとか、小体育館の消防設備点検については地元とかそれぞれの内容によって市内、市外も含めて委託されている。

木村 貞雄 そういった特殊なのを除いては、全て村上市内の業者かと聞きたいのだけれども、いかがか。

生涯学習課長 基本的には市内の業者を使いたいということではお願いしてはいるけれども、できない部分については市外になっているというようなことである。

木村 貞雄 さっきも私言いたかったのは、要するにそういったことを把握していないと分からないので、そういったことも今後考えながら、私ら聞いても分かるようにしておいてもらいたいと思う。以上終わる。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第127号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第128号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 大滝 寿君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

生涯学習課長 議第128号の管理を行わせようとする公の施設名称は、朝日地区に整備されている朝日総合体育館ほか6施設である。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブ愛ランドあさひだ。指定管理の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなる。本団体も現在もこの団体が指定管理者となっていて、今回の更新で3期目の更新となる。よろしく願いいたします。

(質疑)

渡辺 昌 指定管理にされる施設、7施設あるのだけれども、今までこれだったか。変わっていないか、施設は。

小杉委員長 もう一度お願いします。聞こえづらいようだ。

渡辺 昌 今までの指定管理している施設と今回の施設は同じか。

生涯学習課長 変わらない。

渡辺 昌 分からないので教えてもらいたいのだけれども、朝日地区でいえば体育施設に荃太体育館というのがあるのだけれども、ここに指定管理となる施設とならない施設の違いというか、その辺をちょっと教えてください。

生涯学習課長 すみません。荃太は今回利用者がいないということで、今回から指定管理を外していた。申し訳ない。

渡辺 昌 例えばそれでは長津体育館・グラウンドというのはどのくらいの利用状況あるのか教えてください。

生涯学習課長 スポーツ推進室長からお答えさせていただく。

スポーツ推進室長 長津体育館・グラウンドの利用状況だけれども、令和2年度で72名となっている。

(「体育館はどうですか」と呼ぶ者あり)

スポーツ推進室長 体育館とグラウンドということで、今数字持っているものがその数字になる。

渡辺 昌 荃太体育館外れたということは、指定管理料のどこが、金額変わっているということか。

生涯学習課長 基本的に今回の指定管理料の部分でそこまで詳細な部分というのは加味していないで、今までも全体の管理の中でということで人件費やっているし、あとやはり体育館の利用というのが少なかったものだから、そんなには影響額がないということで判断させていただいている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第128号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第129号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 大滝 寿君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

生涯学習課長 それでは、説明申し上げます。議第129号の指定管理を行わせようとする施設の名称は、山北地区に整備されている山北総合体育館ほか7施設である。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人さんぽくスポーツ協会だ。指定管理の期間は、前例と同じように令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなる。なお、この団体も現在も指定管理者となっていて、今回の更新で3期目の更新となる。よろしくお願いいたします。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第129号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第12 議第130号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 大滝 寿君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

生涯学習課長 それでは、説明させていただく。議第130号の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、村上市郷土資料館ほか8施設である。指定管理者となる団体は、公益財団法人イヨボヤの里開発公社だ。指定管理の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間となる。なお、この団体においても現在も指定管理者となっていて、今回の更新で5期目の更新となる。よろしくお願いいたします。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第130号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第13 議第131号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 大滝 寿君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

生涯学習課長 それでは、続いて説明させていただく。議第131号の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は縄文の里・朝日である。指定管理者となる団体については、公益財団法人イヨボヤの里開発公社である。指定管理の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなっている。平成29年度から現在もこの団体が指定管理者となっていて、今回2期目の更新となる。よろしくお願いいたします。

(質疑)

渡辺 昌 22ページのところに選定委員会の答申・意見載っているけれども、「実績も良好であると判断」ということを書いてあるけれども、もう少し具体的に、これ2回目の指定管理だと思うけれども、市で直営やっていたときと指定管理になってどのように変化あったか具体的に教えてください。

生涯学習課長 今おっしゃったように、まだ指定管理受けてから直営とあれと、今までのあれに比べたら日が浅いというか、部分なのであるけれども、イヨボヤの里開発公社ということでこれまでもイヨボヤ会館、おしゃぎり、それからふれあいセンター等を管理している団体であって、観光事業的な部分でも誘客の部分、イヨボヤ会館を中心、郷土資料館もそうだけれども、そういう部分と連携しながら事業活動が行えていたというふうなことであって、近年においても資料館での展示、体験教室、それからマナーボーテ辺りまで冬の期間等は出張してきて、それで体験教室を開いたりとかというふうなこともあるので、朝日の奥地の部分から出てきて、広く住民の方に活動状況をお示しするなんていう活動もやっているの、ついせんだって県が事業が縄文の里のところで行われていたというふうなこともあるし、それなりの広域的な宣伝効果というのでも出てきているかなというふうに考えている。

渡辺 昌 学校授業の中で1年に1回行こうとか、そういう学校教育の中ではそういう働きかけなり、そういうのはあるのだろうか。

学校教育課長 そういった施設の活用については、学校でそれぞれ進めていただくようにお話ししているところだ。

渡辺 昌 縄文の里だけではなくて、おしゃぎり会館とかイヨボヤ会館、そういう施設に関して、やはり今郷土愛を育てるような取組されていると思うので、学校に対しても割とそういう地域学習というのか、そういう中で施設をうまく勉強の場に使おうという働きかけをもっと強めてもいいのかなと思うけれどもいかがだろう。

学校教育課長 先ほども申したとおり縄文の里だけでなく、ほかの施設についても今郷育を進めている中で利用していただきたいということは学校にもこれまでも進めているが、もっとということであれば、今後また一段と進めていきたいと思う。

高田 晃 今の関連だけれども、確かに渡辺委員言うとおりで、やっぱり外部からの利用者、これももちろんなのだけれども、市内で今、学校教育課長、学校のほうにもそうい

うことを申し上げていると。実態はどうか。

学校教育課長 それぞれのところで学年ごとに各施設を利用しているというのは存じているが、申し訳ない、今日はそういったものをまとめた資料はないので、詳細は申し上げられない。

高田 晃 生涯学習のほうで縄文の里の実績で市内の小中、児童生徒、利用者実績というのは分かるか。もしあれだったら、後でちょっと教えてください。

生涯学習課長 申し訳ない。今手元にぱっと出てこないもので、後でお知らせする。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第131号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長 (小杉武仁君) 暫時休憩を宣する。

(午前 11 時 5 4 分)

委員長 (小杉武仁君) 再開を宣する。

(午後 0 時 5 9 分)

小杉委員長 ここで生涯学習課長から発言を求められているので、これを許可いたす。

生涯学習課長 それでは、午前中に渡辺委員のほうから分類表の中分類のほかの業種ということでご質問があった件についてお答えさせていただく。大分類、サービス業の中に中分類として娯楽業があって、そのうちの小分類ということで、この運動競技場という部分が設けられている。そのほかに公園とか遊園地に係る職業、それから劇場とか興行場に係る職業、それから競輪、競馬とかの競争場、それから遊技場とかという分類で分かれていて、そのほかの娯楽業も含まれるということで小分類上はなっている。その中に私ども総合スポーツクラブの部分を位置づけているということでご回答を申し上げる。それから、もう一点なのだが、高田委員のほうから、縄文の里の市内の小学校の利用状況をということでのご質問あった件についてであるが、昨年度については縄文の里に関してはコロナの影響もあって、小川小学校のみということだった。それ以前に関しては、小学校12校ほどが例年、これは12校が郷土資料館と縄文の里合わせての数字になるけれども、そのぐらい、約6割の小・中学校が利用されているということでお答えをいたす。失礼いたしました。

小杉委員長 ご了承願う。

日程第14 議第143号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(企画財政課長 大滝敏文君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

企画財政課長 それでは、議第143号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)につ

いてご説明を申し上げる。歳入歳出の予算の総額に12万2,000円を追加し、予算の規模を511万2,000円にしようとするものである。予算書の7、8Pを御覧ください。歳入であるが、第2款土地開発基金借入金であるけれども、12万2,000円は朝日まほろばインターチェンジアクセス道路用地取得に係る土地開発基金からの借入金である。地権者全体で23人いらっしゃるうち、残る1名について用地買収の交渉が成立したことから、先行取得をするための借入金である。続いて、次の9、10Pを御覧ください。歳出である。1款1項1目の土地取得費の土地取得事業経費であるけれども、こちらについても先ほど申し上げたとおり、朝日まほろばインターチェンジアクセス道路の用地取得に係る土地購入費といたして11万6,000円、それから補償金であるけれども、こちらは立木補償に係る補償金である。土地については猿沢地内の畑33.22平方メートル、立木補償についてはナラ、クルミそれぞれ1本に係る補償金である。以上である。

(質 疑)

- 本間 善和 課長、そうすると今まで23人いたのだけれども、以前大きな金額が予算で通ったやつ残りということで、これで終わりだね。確認だけれども。
- 企画財政課長 用地買収する用地については、これで終わりである。あと、三面川沿岸土地改良区さんから無償譲与を受ける部分があるが、まだそちらについてはこれからということになる。以上である。
- 本間 善和 分かった。結構だ。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第143号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第15 議第144号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(総務課長 東海林 豊君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 総務 課長 それでは、議第144号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明をいたす。歳入歳出にそれぞれ380万円を追加し、予算の総額を3億2,420万円にしようとするものである。補正予算書の7P、8Pをお開きください。初めに、歳入であるが、第3款繰入金で一般会計繰入金193万3,000円を減額し、第4款繰越金で前年度繰越金に573万3,000円を追加するものである。続いて、次のページをお開きください。歳出の補正である。第1款総務費の1目一般管理費の情報通信事業職員人件費で人事異動等による人件費の調整により337万4,000円を減額し、2目施設管理費で各地区の施設維持管理経費の修繕料を山北地区で250万円、朝日地区で300万円、神林地区で170万円をそれぞれ追加するものである。以上である。

(質 疑)

- 木村 貞雄 今回は繰越金で間に合うような形なのだけれども、職員のほうはそれだけの減額で、施設管理費の維持費の関係なのだけれども、修繕料の関係なのだけれども、昨年度はたしか山北が多かったし、朝日も多かったようで、神林地区今回思ったより前年度なんか見てみると、このたび多くの補正を予定しているけれども、こういった関係であれなのだろうか。
- 総務 課長 それぞれ3地区の実績あるので、それらを勘案して、修繕料だから、最終的に確定値、私どもで分からないのだが、これから冬場の天気等を考慮して補正しているということであるが、神林地区、補正後この金額でいくと720万円ほどということは見込んでいるが、去年も670万円ほど修繕料がかかっているのです、それらの実績も考慮しながら今720万円を見込んだということである。
- 木村 貞雄 また今後大雪の可能性もあるのだけれども、山北地区は割と去年より減額しているし、これは全部見込みも入っていると思うのだが、このような形で大丈夫だということなのだね。
- 総務 課長 私どもも見込みという形でしか今出せないのだけれども、今こういう形で予算措置をして、何とか年度末まで持っていきたいと今のところは考えている。
- 木村 貞雄 終わる。
- 本間 善和 課長、大変恐縮なのだけれども、先般、11月の中頃だと思うのだけれども、山北地区の室内での放送と屋外の放送あるわけだけれども、臨時放送で屋内流れなかったことが何度もあったのだ。耳にしているか。
- 総務 課長 屋内だと思うが。
- 本間 善和 屋外が流れて、屋内が流れないという故障が何日も繰り返したのだけれども、ご存じか。
- 総務 課長 承知していて、その件についてはうちのほうの防災行政無線側と受ける告知端末側通っていくわけなのだけれども、どの機械がということが特定なかなかできない部分があって、最終的に関係する機械については全部交換をいたしている。それと、アンテナの向きが当初栗島のほうに向いていたのだが、それを中継のほうの近いほうへ向きを変えて、これで大丈夫だろうということ今監視はしているのだけれども、今のところその後が不具合が出ていないので、これで解消するというので私ども今考えてはいるけれども、そういう対応をしている。
- 本間 善和 この前、つい最近のことだったので、私この補正の金額、それも含まれているのだろうなと感じているのだけれども、よろしいのか。
- 総務 課長 それらの経費については、機器の保守の中でやっているのです、経費は一切かかっていない。保守業務の中でそういうことを対応してもらおうということになっていて、その中で機器の更新だとか、あとは向きを変えたりということでもやって、ともかく非常時のこともあるので、鳴らないということは我々も困るものだから、そういう対応をしてくれということで業者のほうとは対応させていただいて、今そういう形で解消されたということで私ども考えているのだが、もう少しちょっと様子を見て、最終的に大丈夫だろうという判断をしたいと今思っている。
- 本間 善和 了解した。
- 渡辺 昌 すみません。修繕料の中身、もうちょっと具体的に教えてもらえるか。
- 総務 課長 修繕料にはいろんな形で支障移転にかかって移動するものとか、幹線が天気の具合とかいろんな具合によって例えば切断されたとか、そういう修繕もあるし、個人

の住宅に引き込む、その部分の断線だったり、そういう部分があるけれども、それらが年間、今朝日地区であれば1,200万円ぐらいだろうか、平均すると年間かかるという、そんな内容になっている。

渡辺 昌
総務 課長

件数とかそういうのというのは、ある程度見られているのか。
すみません。細かい1件1件のちょっと各年度の件数まで押さえていないのだが、それぞれの事象によってもう金額その都度違うものだから、年間の大体かかった経費を我々見て、最終的にどれくらいかかるかということ推計して、予算計上させていただいているという今現状である。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第144号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（小杉武仁君）閉会を宣する。

（午後 1時13分）